

玉名市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第23号)の規定に基づき、玉名市職員の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

平成24年12月14日

玉名市長 高岸 哲哉

1 職員の任免及び職員数の状況

(1) 職員の採用

①平成23年度に実施した新規職員採用試験の状況

区分	職種	受験者数	最終合格者数	平成24年 4月1日 採用者数
大卒程度	行政	72人	4人	4人
	土木	4人	0人	0人
短大卒程度	保健師	10人	1人	1人
高卒程度	一般事務	8人	1人	1人
合計		94人	6人	6人

②平成23年度に実施した身体障がい者を対象とした新規職員採用試験の状況

高卒程度	一般事務	2人	2人	2人
------	------	----	----	----

(2) 職員の離職

平成23年度に離職した職員の状況

定年退職	勸奨退職	普通退職	その他	合計
17人	4人	1人	1人	23人

(3) 職員数の状況

① 職員総数 (各年度4月1日現在)

区分	職員数		
	総数	男	女
平成24年度	547人(2人)	337人(0人)	210人(2人)
平成23年度	560人(2人)	347人(0人)	213人(2人)
増減	▲13人(0人)	▲10人(0人)	▲3人(0人)

注) 1 平成24年度には人事交流による派遣職員の新規受入れ2名を含みます。

2 ()内数値は、再任用職員の数で、外数です。

② 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年度4月1日)

部門		区分	平成23年度	平成24年度	対前年 増減数	主な増減理由
普通 会計 部門	一般 行政 部門	議会	6	6	0	
		総務	162	158	▲4	係廃止・欠員不補充
		税務	27	27	0	
		労働	0	0	0	
		農水	41	39	▲2	欠員不補充
		商工	9	11	2	係統合
		土木	46	44	▲2	欠員不補充
		民生	112	109	▲3	欠員不補充
		衛生	32	30	▲2	欠員不補充
	計	435	424	▲11		
	教育 部門	教育	71	69	▲2	欠員不補充
	小計	506	493	▲13		
公営 企業 等 計 部門	水道	12	11	▲1	欠員不補充	
	下水道	17	17	0		
	その他	28	28	0		
	小計	57	56	▲1		
合計			563 [600]	549 [600]	▲14 [0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計です。

③ 定員管理の数値目標と進捗状況(各年度4月1日現在)

○平成18年4月1日から平成23年4月1日における定員管理の数値目標及び実績

年度	H18	H23	計画期間内削減数 ()内は達成率
計画数	682人	569人	▲113人(100%)
実数	682人	560人	▲122人(108.0%)

○平成23年4月1日から平成25年4月1日における定員管理の数値目標及び進捗状況

年度	H23	H24	H25	計画期間内削減数 ()内は進捗率
計画数	569人	555人	544人	▲25人(100%)
実数	560人	547人	—	▲13人(52.0%)

○平成25年4月1日から平成28年4月1日における定員管理の数値目標

年度	H25	H26	H27	H28	計画期間内削減数
計画数	544人	533人	522人	504人	▲40人

(注) この計画による職員数には、再任用職員及び教育長の数は含んでいません。

2 職員の給与の状況

(1) 一般行政職員の級別職員数(平成24年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	合計
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	主任 技術主任	係長・参事 主査	課長補佐 主幹	課長 審議員	部長 首席審議員	
職員数	25人	18人	134人	136人	55人	47人	14人	429人

(注) 1 一般行政職員数とは、行政職の職員のうち税務職、福祉職、保健師職などの職員を除いたものです。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(2) 職員の初任給の状況(平成24年4月1日現在)

区分	初任給	
一般行政職	大学卒	172,200円
	短大卒	152,800円
	高校卒	140,100円
技能労務職	高校卒	137,200円

(2) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢(平成24年4月1日現在)

区分	一般行政職			技能労務職(調理員・用務員)		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
玉名市	323,906円	346,016円	42.3歳	264,300円	270,684円	45.2歳
国	329,917円	401,789円	42.8歳	285,030円	323,181円	49.7歳

(注) 「平均給与月額」には、「扶養手当」、「管理職手当」、「地域手当」、「住居手当」等の毎月支払われる手当を含んだ額です。

(注) 国の平均給料及び給与は給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の額です。

(3) 職員の経験年数別、学歴別の平均給料月額(平成24年4月1日現在)

区分		経験年数			
		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満
一般行政職	大学卒	274,600円	329,300円	371,900円	393,100円
	短大卒	255,600円	289,600円	334,800円	368,200円
	高校卒	226,400円	278,800円	328,000円	364,200円
技能労務職	高校卒	—	—	—	300,300円

(4) 職員の主な手当の種類と内容(平成24年4月1日現在)

種類	内容及び支給月額	国の制度と異同	国の制度と異なる内容												
扶養手当	配偶者・・・13,000円 配偶者以外の扶養親族・・・各6,500円 (16歳から22歳の子1人につき5,000円加算)	同	—												
住居手当	借家・・・家賃額が月額12,000円を超える場合、家賃額に応じて最高27,000円 自宅・・・新築、購入後5年間 2,500円 (5年経過後 1,000円)	一部異なる	国は自宅にかかる手当を廃止												
通勤手当	電車、バス等利用者・・・ 負担している運賃に応じて最高55,000円 自動車等利用者・・・ 使用距離に応じて最高24,000円	同	—												
期末・勤勉手当	平成23年度支給割合 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <thead> <tr> <th>期別</th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>1.225月分</td> <td>0.675月分</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1.375月分</td> <td>0.675月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.6月分</td> <td>1.35月分</td> </tr> </tbody> </table> 職務級による加算措置あり。	期別	期末手当	勤勉手当	6月	1.225月分	0.675月分	12月	1.375月分	0.675月分	計	2.6月分	1.35月分	同	—
期別	期末手当	勤勉手当													
6月	1.225月分	0.675月分													
12月	1.375月分	0.675月分													
計	2.6月分	1.35月分													
退職手当	勤続 支給率(平成23年度) 年数 自己都合 定年・勸奨 20年 23.50月分 30.55月分 25年 33.50月分 41.34月分 35年 47.50月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 加算措置 定年前早期退職の場合は1年につき2%加算(20%限度)	同	—												

(5) 特別職の報酬等(平成24年4月1日現在)

区分	給料月額等	期末手当支給割合
給料	市長	616,000円
	副市長	609,300円
報酬	議長	419,000円
	副議長	383,000円
	議員	359,000円
		(平成23年度) 6月期 1.40月分 12月期 1.55月分 計 2.95月分

(注) 給料欄の額は、市長(30%)・副市長(10%)を減額した後の額です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間等の状況

始業時間	終業時間	休憩時間	1日の勤務時間	週休日
午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時	7時間45分	土曜日・日曜日 (一部施設除く)

(2) 休暇制度の概要

休暇の種類	付与要件	付与日数
年次有給休暇	職員の請求時	年20日を限度に付与
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する場合	引き続き90日以内の期間

特別休暇 (主なもの)	結婚休暇	職員の結婚に伴う行事等	5日以内
	産前休暇	8週間以内に出産する予定である場合	8週間前から出産の日まで
	産後休暇	出産した場合	出産の翌日から8週間
	育児時間休暇	生後満1年に達しない子を育てる場合	1日2回各々30分
	妻の出産休暇	妻が出産する場合	2日以内
	男性の育児参加休暇	妻の産前6週産後8週の期間で子を養育	5日以内
	子の看護休暇	中学校就学前の子の看護	子1人につき5日以内
	短期介護休暇	要介護者の介護や世話をする場合	5日以内
	忌引休暇	親族の死亡に伴う行事等	1日～7日
	夏季休暇	夏季における盆等の行事等	7月から9月までの3日以内
介護休暇	配偶者等の介護を行う場合	6か月を超えない範囲(無給)	
組合休暇	許可を得て職員団体の業務に従事	年30日以内(無給)	

4 職員の分限及び懲戒処分状況(平成23年度)

分限処分とは、職員が十分に職責を果たすことができない場合に、公務能率を維持するために行う処分をいい、また、懲戒処分とは、職員の義務違反に対して、公務における秩序を維持するために職員の責任を追及する処分をいう。

(1) 分限処分

処分事由	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合					0
心身の故障の場合			15		15
職に必要な適格性を欠く場合					0
職制、定員の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合					0
刑事事件に関し起訴された場合					0
条例で定める事由による場合					0

- (注) 1 同一の者が複数回にわたって分限処分を受けた場合は、その数を重複して計上している。
 2 二以上の処分事由により分限処分を受けた場合は、主たる処分事由に着目して記載している。
 3 休職者の休職期間が延長された場合は、その都度計上している。

(2) 懲戒処分

処分事由	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合					0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合					0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非 行があった場合					0

- (注) 1 同一の者が複数回にわたって懲戒処分を受けた場合は、その数を重複して計上している。
 2 二以上の処分事由により懲戒処分を受けた場合は、主たる処分事由に着目して記載している。

5 職員のサービスの状況

職員は、全体の奉仕者として守らなければならない義務が地方公務員法において次のように定められています。

- ① 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ② 信用失墜行為の禁止
- ③ 秘密を守る義務
- ④ 職務に専念する義務
- ⑤ 政治的行為の制限
- ⑥ 争議行為等の禁止
- ⑦ 営利企業等の従事制限

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況（平成23年度）

(1) 研修

種類	名称	対象者	受講者数
*1基礎研修	新規採用職員前期研修	平成23年度入庁者	8人
	新規採用職員後期研修	平成23年度入庁者	8人
	勤続3年目研修	平成21年度及び22年度入庁者	16人
	勤続6年目研修	平成18年度及び19年度入庁者	21人
	勤続9年目研修	平成15年度入庁者	20人
	新任係長研修	平成22年度及び23年度に初めて係長職 についた者	9人
	新任所属長研修	受講対象者少数のため実施見送り	
*2特別研修	人事評価実務研修	人事評価実務者及び被評価者	440人
	リスクマネジメント研修	部長、課長及び受講希望者	40人
*3派遣研修	自治大学校派遣		1人
	市町村職員中央研修所派遣		4人
	全国市町村国際文化研修所		1人
	熊本県市町村職員研修協議会研修派遣		29人
	NOMA行政管理講座派遣		7人
	財団法人地方自治研究機構「下水道事業経営講習会」派遣		1人
	財団法人地方自治研究機構「病院事業経営講習会」派遣		1人
	国立女性教育会館「女性関連施設・地方公共団体・団体リーダーのための男女共同参画推進研修」派遣		1人
	地方自治情報センター「ネットワーク基礎セミナー」派遣		1人
*4選択研修	「職場マネジメントの基本」		0人
	「職場のコミュニケーションとチームワークの向上」		0人
	「仕事の進め方と問題解決の手法」		1人
	「政策形成の基礎」		0人

(注)人事課が実施した研修の状況を記載しています。

- *1基礎研修 新規採用時や昇任時などの機会を捉え、公務員として必要な職務にあたる上での基本的姿勢、知識、能力、また職員の自己改革意欲を基調とした政策形成能力等の開発を目的に実施するもので受講該当者は必須受講の研修です。
- *2特別研修 地方分権時代に必要な資質や能力を重点的に養成し、また特定の政策課題についての理解や認識を深めることを目的に実施する研修です。
- *3派遣研修 異なる環境での研修体験を通じ、高度な専門性や幅広い見識を身に付けた職員の育成を図るため各種教育機関や研修機関等に派遣するもので職員の「自ら学ぶ」意欲を尊重し、学習意欲の高い職員を積極的に支援するための、希望する人が希望するコースを受講できる研修です。

(2) 勤務成績の判定

成績評価、能力評価及び態度評価で構成する人事評価を平成20年度から段階的に試行実施中です。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の実施状況(平成23年度)

区分	内容	実施状況
職員の保健に関すること。	定期健康診断	人間ドック受診者以外の全職員
	健康相談・指導	産業医による保健指導等
	安全衛生管理	衛生管理者の選任、衛生委員会の開催

(2) 公務災害等の発生状況(平成23年度)

種類	件数
公務災害	0件
通勤災害	0件

(3) 育児休業等の取得状況(平成23年度)

	育児休業	部分休業
男性職員	0人	0人
女性職員	18人	0人

(4) 利益の保護の状況(平成23年度)

内容	件数
職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求	0件
職員に対する不利益な処分についての不服申立て	0件